

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第二十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合</p> <p>イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第五項第十号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第五項第十号において同じ。）に該当すること。</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。</p> <p>(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。） 信託財産</p>	<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第二十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>（新設）</p>

状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合、信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、口についての定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二

項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第
二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物
」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であ
つてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二
項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価
証券に表示されるべきものを含む。）の売買

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券（標準物を除く
。） 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項
に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において
同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価
格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合
理的な方法により算出した価額により行うもの

(2)・(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項た
だし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜九 (略)

十 受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる
すべての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上

項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第
二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物
」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であ
つてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二
項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価
証券に表示されるべきものを含む。）の売買

(1) 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定す
る金融商品取引所をいう。）に上場されている有価証券（標
準物を除く。） 取引所金融商品市場（同法第二条第十七項
に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において
同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価
格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合
理的な方法により算出した価額により行うもの

(2)・(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項た
だし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜九 (略)

(新設)

場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合(当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。) 書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合 書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。
ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。